

## 第 3 章 まちづくりの基本理念と将来像

### 3.1 基本理念

#### 【史跡武蔵国分寺跡周辺地区の歴史的背景】

武蔵国分寺は、奈良時代、天平 13 年（741）の「国分寺創建詔」により、鎮護国家を祈念して、僧寺と尼寺という官立寺院が造営されました。

全国 60 余国に設置された国分寺の選地にあたっては、聖武天皇の詔の中に、国の華にふさわしい好処を選ぶことが命じられ、清らかな土地に営むこととされました。人家の雑踏から離れているところ、国府から遠くなく交通の便が良いところ、国の華として仰ぎ見るのに良い地形で南面するところ、などの条件を挙げることができます。

武蔵国では、北の上野国（現在の群馬県）から武蔵国府（現在の府中市内）に向かって真っすぐ延びる古代の官道である東山道武蔵路に沿って、東側に僧寺、西側に尼寺という壮大な伽藍が配置されました。また国府からの参道口が南大門南方（現在の府中市内）にありました。

緑で覆われた国分寺崖線や湧き出る水と清流は、当地がそうした条件に適った古代の人が選んだ清らかな場所であることを、私たちに追体験させてくれます。

古代律令体制にとって国分寺は、国府や官道とともに不可欠の施設であり、その遺跡は日本列島の古代史を正しく理解するために欠くことができないことから、国の史跡となっています。

また、法灯を継ぐ国分寺が現存するなど、古代の国分寺が建立された以降の歴史が地域に伝えられています。

このように、武蔵国分寺跡周辺地域の特徴は、住宅地や農地の中に僧寺・尼寺・東山道武蔵路等歴史遺産が、豊かな自然環境に囲まれて良好に保存されてきたことにあります。

#### 【史跡整備の基本方針】

諸国国分寺を代表する歴史資料としての武蔵国分寺跡の調査研究と保存活用を図り、「国分寺の名にふさわしい歴史のまち」としてのシンボリックな存在である国分寺跡を憩いの場あるいは歴史学習の場として、多くの人々が末長く親しみ活用できる史跡公園に整備します。

#### 【まちづくりの基本理念】

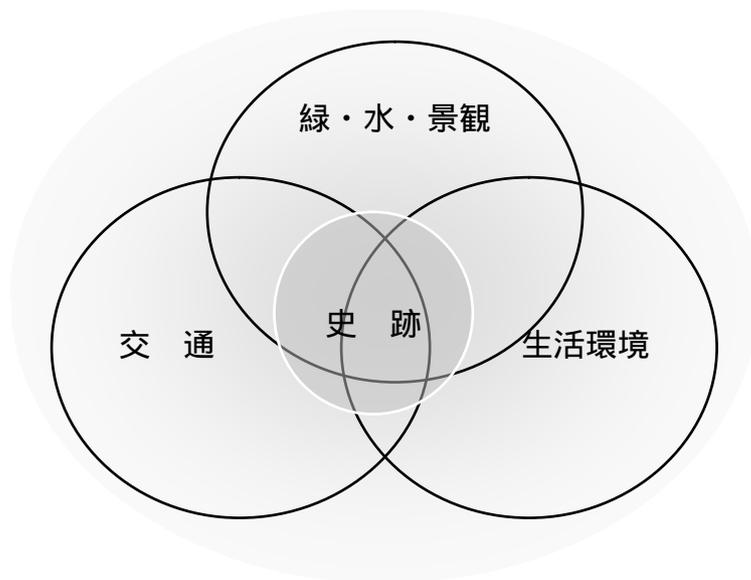
史跡武蔵国分寺跡、国分寺崖線、湧水群は、本地区にとって歴史・自然環境として不可分なものであり、地域住民の“心のよりどころ”となるものです。

国分寺市ではこうした良好な地域環境を、急速に進む都市化から保護・保存するために、歴史環境を「まもり伝える」、史跡周辺の住宅地環境との「調和」、良好な住宅地環境としての「安全・安心」、史跡を活かした「美しい風景・まちなみ」という視点を大切にすまちづくりを目指します。

### 3.2 将来像

本地区のまちづくりの将来像は、基本理念を踏まえ、次のとおり設定します。

歴史的環境を活かし、自然と暮らしが融和したまち



### 3.3 まちづくりの基本方針

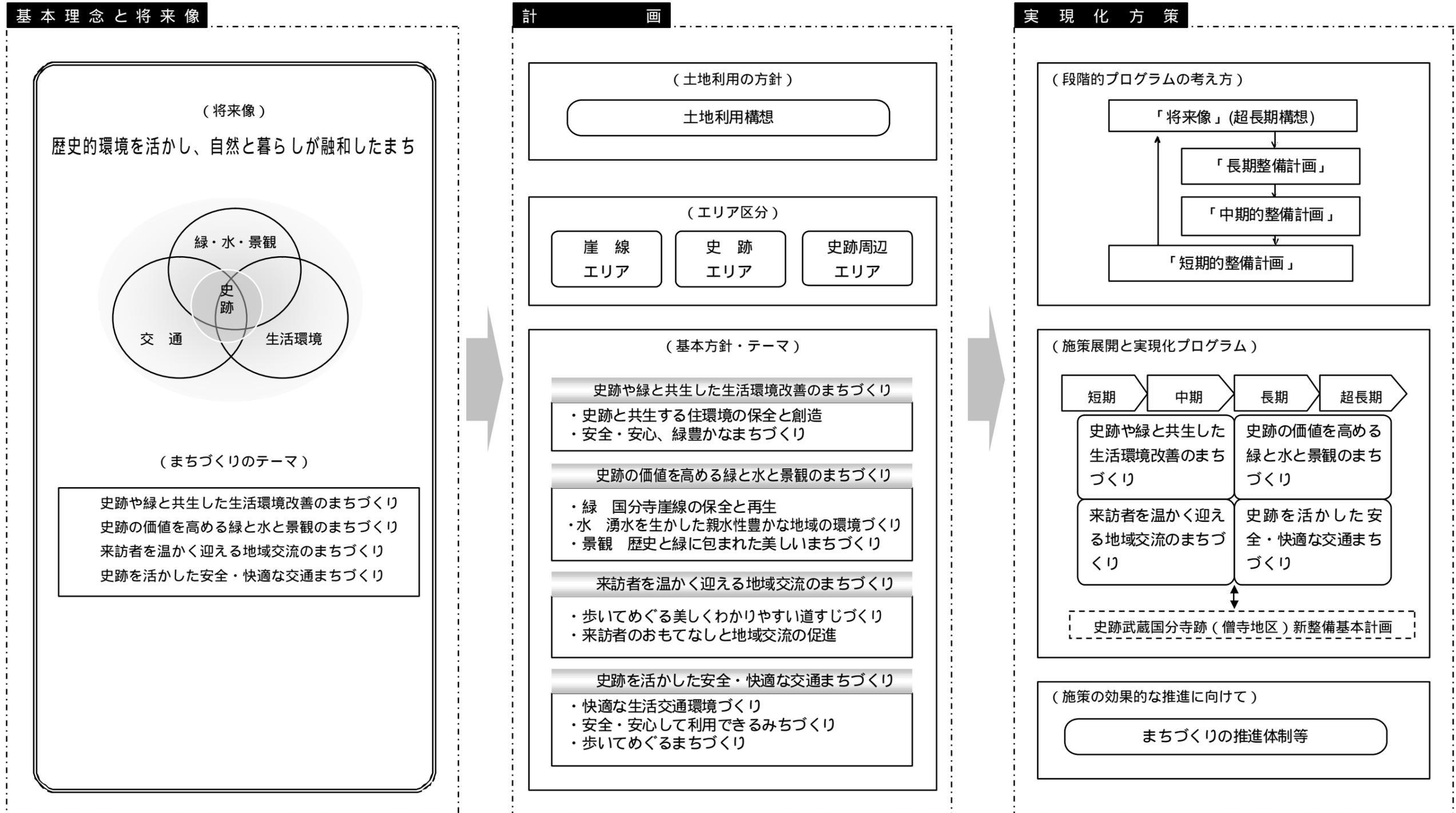
次の4つのまちづくりのテーマを設定し、今後のまちづくりに関する施策展開を図っていきます。

史跡や緑と共生した生活環境改善のまちづくり  
史跡の価値を高める緑と水と景観のまちづくり  
来訪者を温かく迎える地域交流のまちづくり  
史跡を活かした安全・快適な交通まちづくり

# 第4章 まちづくり計画

## 4.1 まちづくり計画の全体構成

本地区のまちづくり計画は、「史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）新整備基本計画」と連携し、「まちづくり条例」に基づいて策定するものであり、計画の全体構成は次のとおりです。



## 4.2 土地利用の方針

まちづくりの実現にあたっては、まず、史跡と緑、宅地などの土地利用に関する方針を明確にすることが必要であり、「史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）新整備基本計画（H15.3）」を基本とし、地区内の土地利用ゾーニングを行います。

なお、土地利用の目標年次は、新整備基本計画（平成 35 年目途）を踏まえ、それより長期の約 30 年後とします。

### 史跡の復元・整備と土地利用の整理

史跡整備は、上述の新整備基本計画に基づき、平成 35 年までの約 20 年間の事業に着手しています。現史跡指定範囲については、地権者の方のご理解とご協力の下に公有化を進め、発掘調査を実施し、その成果に基づき、適切な遺構の保全と復元展示などの整備を進めることとします。

また、伽藍地区画内は史跡を復元する上で、非常に重要な部分であるため、現在の史跡指定範囲に加えて、優先的に追加指定を行っていくこととします。

なお、寺院地区画溝の内側は、史跡としての重要な遺構を保存することを前提とした土地利用とします。

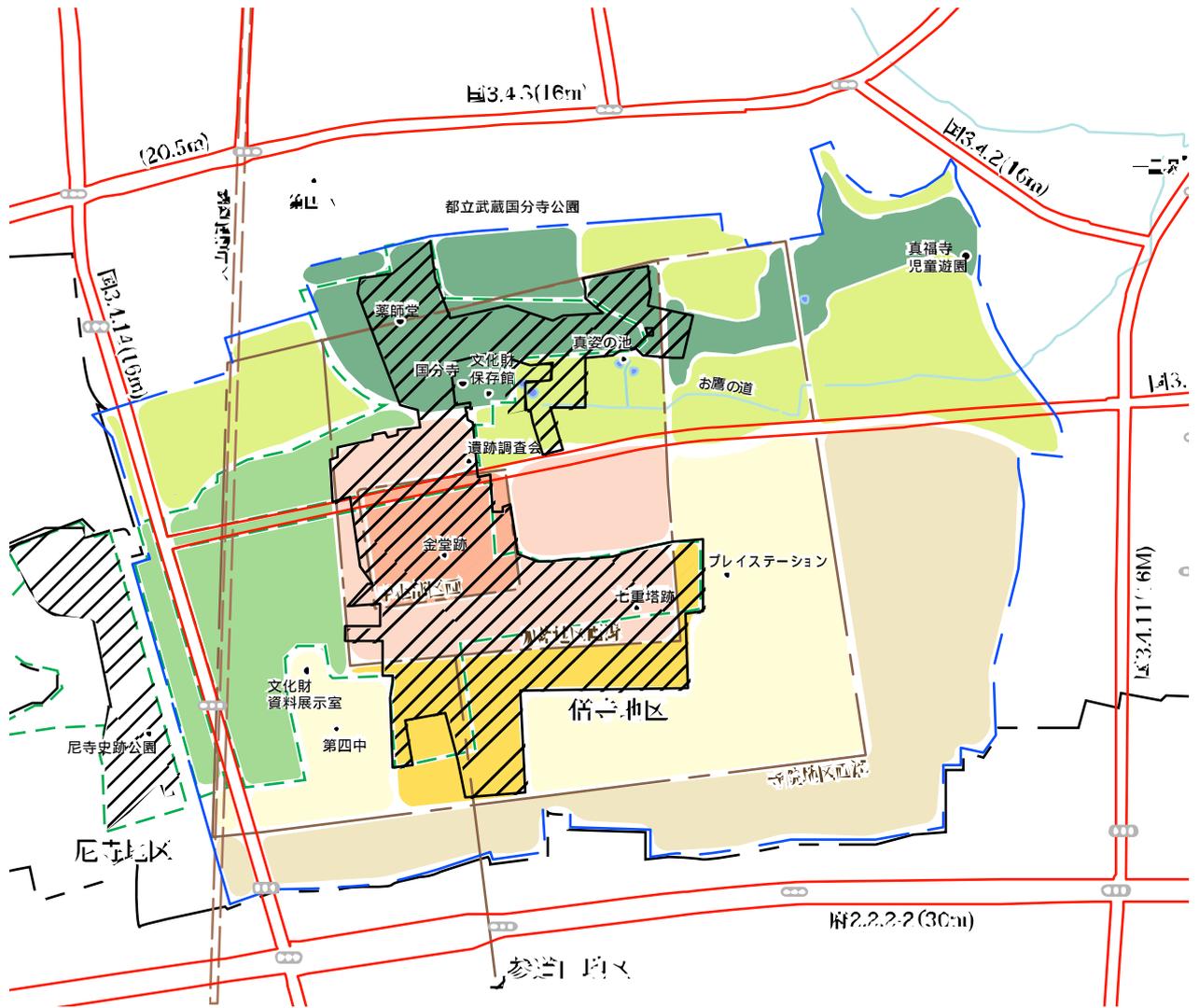
### 土地利用構想

土地利用ゾーニングは次の考えを基本とします。

#### 土地利用ゾーニング分類

分類		現況の土地利用	将来構想
史跡復元展示ゾーン	中枢部区画	ほぼ史跡指定区域内であり、現在は史跡公園等を中心とした土地利用	史跡の心臓部（中枢部区画）として優先的に復元整備（建造物復元）を行うゾーン。
	伽藍地区画	過半が史跡指定区域内であり、現在は史跡公園等を中心とした土地利用	伽藍地区画内として、史跡指定区域内において復元整備を行うゾーン。
	参道・七重塔付近	過半が史跡指定区域内であり、一部に宅地や農地がある	伽藍地の外ではあるが、参道・七重塔付近にあたり、復元整備を行うゾーン。
公園・緑地整備ゾーン		農地が比較的多く残されているほか、都市計画緑地・都市計画公園に指定されている。一部史跡指定区域と重複している。	史跡の寺院地区画内であり、将来的にも史跡の一部として緑地的整備を図るゾーン。
国分寺崖線緑地保全ゾーン		現在残されている国分寺崖線の緑地一部は、史跡指定区域内。	国分寺崖線として必ず保全を図るゾーン。なお、史跡指定地区内においては、遺構が確認された部分は、史跡の復元展示を進める。
緑地共生ゾーン		国分寺崖線の外縁部にあたり、住宅等が中心となっている。一部は、史跡指定区域内。	国分寺崖線の緩衝帯として、緑地を可能なかぎり保全、再生するゾーン。なお、史跡指定地区内においては、遺構が確認された部分は、史跡の復元展示を進める。
史跡内共生ゾーン		現在は、生産緑地や住宅地として利用されている 史跡指定区域は含まれていない。	当面は宅地として、遺構の保存を図るゾーン。
史跡外縁共生ゾーン		現在は、生産緑地や住宅地として利用されている 史跡指定区域は含まれていない。	寺院区画の外側を囲っており、史跡の周辺環境としてふさわしい土地利用を図るゾーン。

# 土地利用構想ゾーニング

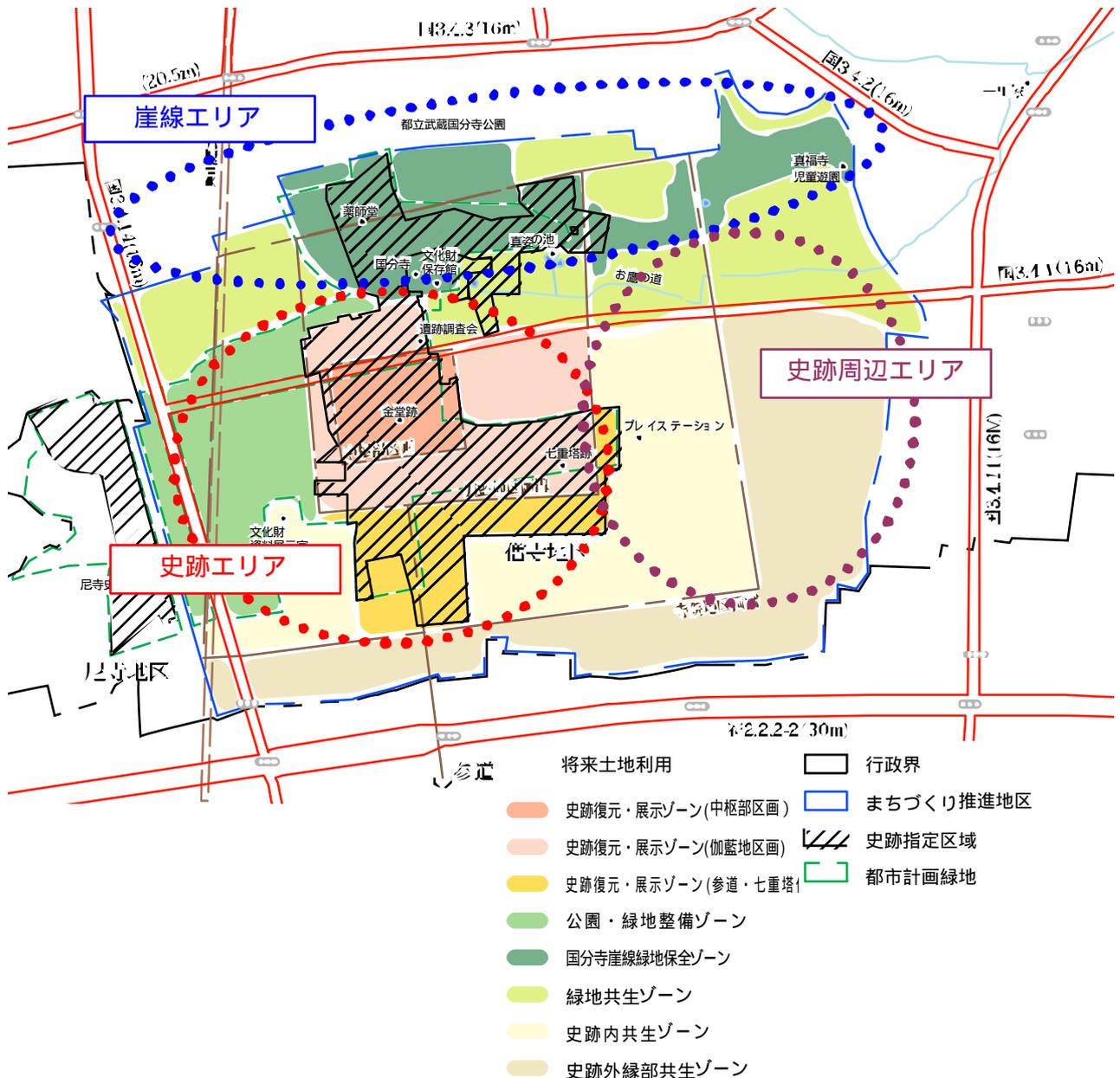


- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 将来土地利用              | 行政界       |
| 史跡復元・展示ゾーン(中枢部区画)   | まちづくり推進地区 |
| 史跡復元・展示ゾーン(伽藍地区画)   | 史跡指定区域    |
| 史跡復元・展示ゾーン(参道・七重塔付) | 都市計画緑地    |
| 公園・緑地整備ゾーン          |           |
| 国分寺崖線緑地保全ゾーン        |           |
| 緑地共生ゾーン             |           |
| 史跡内共生ゾーン            |           |
| 史跡外縁部共生ゾーン          |           |

#### 4.3 施策展開のためのエリア区分

本地区の整備課題に対して、地区を大きく3つに分けて施策内容、今後の施策展開する場所を考えていきます。

区分	概要	備考
【崖線エリア】	国分寺崖線を中心とした斜面地、元町用水や真姿の池等の湧水を含み、自然資源と生活環境の保全を図るエリア。	概ね国分寺崖線の上（国3・4・1号線計画線の北側）
【史跡エリア】	史跡指定地を中心として、国分寺緑地や参道付近を含む史跡を活かしたまちづくりの中心となるエリア。	概ね国分寺崖線の下かつ七重の塔跡より西側
【史跡周辺エリア】	寺院区画及び隣接地を中心とした、史跡のバッファゾーンとなる史跡と生活環境の調和を図るエリア。	概ね国分寺崖線の下かつ七重の塔跡より東側



#### 4.4 史跡や緑と共生した生活環境改善のまちづくり

##### (1) 基本的な考え方

本地区の生活環境に関する課題は、第一に、史跡公園や真姿の池に代表される歴史・自然環境との共生と調和に関する事、第二に、狭い道路環境に起因する震災等によるブロック塀倒壊時の避難経路・緊急車両の通行に関する事、第三に、地区（約 65ha）の 1/5 の面積を占める史跡公園（史跡指定地 13.6ha）という大きな非居住地と住宅が隣接することによる安全面、防犯に関する事があげられます。

これらを踏まえ、生活環境改善の基本的な考え方は、次のとおりとします。なお、狭い道路への通過交通の流入等に関する事柄は、後述の「4.6」にて取り上げます。

##### 史跡と共生する住環境の保全と創造

本地区、市のシンボルである史跡武蔵国分寺跡を活かしたまちづくりを実現するため、史跡と不可分である国分寺崖線、湧水等の自然環境や農地と共生、調和した住環境の創造を進めます。

##### 安全・安心、緑豊かなまちづくり

地区内の道路は狭く、平常時には緊急車両や避難経路等に問題はありませんが、震災時にブロック塀が倒壊すると、緊急車両等の通行に支障をきたす可能性があります。また、史跡整備が進むにつれ、史跡指定区域内は居住者のいない状態となり、防犯面からも周辺の住宅と共生が求められます。それらに対応するため地区の現状を踏まえながら、より安全・安心で緑豊かなまちづくりを進めます。

史跡と共生する住環境の保全と創造	史跡と共生する緑豊かな住宅地環境の形成
	地元との協働による公園の維持管理の充実
安全・安心、緑豊かなまちづくり	まち並みを「生垣」で彩るまちづくり
	災害に備えた安全なまちづくり
	犯罪のおきにくい安心できるまちづくり
	自然の循環サイクルの確立

##### (2) 対応方針および施策展開

##### 史跡と共生する住環境の保全と創造

##### 史跡と共生する緑豊かな住環境の形成

##### 施策 1-1 住まいづくりにおける緑化率のルール化 地区全体

史跡と共生し、緑豊かな住環境を守るため、新たな開発に関しては国分寺市の「まちづくり条例」における緑化率ルールにより、敷地内緑化を推進します。また、より一層緑豊かな住環境を守るため、地域の合意が得られた地区では、地区計画制度の活用、導入を検討します。

##### 施策 1-2 既存住宅における緑化の推進 地区全体

史跡と共生、調和した住宅地環境の形成を図るため、既存住宅の敷地内においても、景観計画のなかで「我が家のシンボルツリーづくり」を位置づけたり、「記念樹事業」等の実施をとおして緑化推進を図ります。

##### 施策 1-3 最低敷地面積のルール化 地区全体

地区内に残る生産緑地は、地域の緑豊かな住環境の維持に非常に大きな存在です。これらの比較的まとまった土地等については、宅地開発された場合のことを考慮し、敷地の細分化や開発をコントロールするため、「まちづくり条例」の活用や「地区計画制度」等により、最低敷地面積のルール化を図ります。

地元との協働による公園の維持管理の充実

#### 施策 1-4 地域団体等による公園・緑地の協働管理

地区全体

史跡公園と連携し、地域内外の人々が憩うことのできる、公園の維持管理の充実を図るため、市民と行政の協働管理体制づくり、NPO 等の地域団体の活動支援を行います。また、地区内にはプレイステーションのように子供たちがプレイリーダーと一緒にさまざまな体験ができる公園があります。これらを維持管理する NPO 法人の支援を継続していきます。

### 安全・安心、緑豊かなまちづくり

まち並みを「生垣」で彩るまちづくり

#### 施策 1-5 ブロック塀の生垣化の推進

地区全体

沿道のブロック塀の生垣化は、緑豊かな住環境形成だけでなく、地震等の災害に強いまちづくりを進めるためにも促進します。既存住宅については、「国分寺市生垣造成補助金」を活用し、沿道のブロック塀の生垣化を推進します。新たな住宅については、景観計画でルールを設け、沿道の生垣化を図ります。

また、生垣の適切な維持管理を推進するため、緑の保全に向けたボランティア制度の活用を図ります。



ブロック塀も多く見られる元町通り

災害に備えた安全なまちづくり

#### 施策 1-6 地域防災活動の支援

地区全体

地区内に配置されている防災備蓄庫内の資機材についての取扱講習会の実施等により、より身近な地域防災体制の強化を図ります。また、「地域防災計画」の周知、ハザードマップ等の整備、広報を推進します。



広域避難所に指定されている史跡公園

犯罪のおきにくい安心できるまちづくり

#### 施策 1-7 見通しのよい道路空間、公園等の整備

地区全体

人の目が行き届くよう、史跡整備のあり方を踏まえた上で、公園などの広場空間整備の際は、視界や見通しに配慮した設計等を推進します。

#### 施策 1-8 声をかけ合うまちづくり

地区全体

コミュニティ、個々人のつながりは、犯罪をより起こりにくくするため、地域の人々が「こんにちは」「こんばんは」と声をかけ合うまちづくりを進めます。現在、社会福祉

協議会や自治会、PTA と連携し、小学校登下校時の児童見守りからスタートしており、将来的には、障害者や老人等に対する支援まで活動の幅を広げていきます。

**施策 1-9 史跡地の安全管理**

史跡エリア

崖線エリア

「史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）新整備基本計画」に基づき、史跡地において、管理人による巡回のほか、史跡ガイドの導入による破損の早期発見や不審者の発見など、監視強化を図っていきます。

自然資源の循環サイクルの確立

**施策 1-10 落ち葉の地域内循環の協力体制づくり**

地区全体

史跡指定地内の落ち葉については、希望者に無料提供をしており、一部は農家が堆肥の材料にしていますが、過半は焼却処分しているのが現状です。地域の落ち葉等の自然資源を循環させるシステムを構築するため、堆肥を作る場所の確保、人材、組織の育成を図ります。

#### 4.5 史跡の価値を高める緑と水と景観のまちづくり

##### (1) 基本的な考え方

本地区の水と緑と景観に関する課題は、第一に史跡と一体となった国分寺崖線は、法的な永続性が担保されていない私有樹林地などの斜面緑地を守っていくこと、第二に真姿の池に代表される湧水の保全と活用を図ること、第三に史跡地、国分寺崖線を背景とし、美しい住環境・まち並みの維持と創造していくこと、があげられます。

これらを踏まえ、緑と水と景観のまちづくりの基本的な考え方は、次のとおりとします。

##### 緑 - 国分寺崖線の保全と再生

本地区の北側に地域を包むように存在する連続した国分寺崖線の斜面緑地の永続性を担保し、史跡と不可分である国分寺崖線、国分寺緑地の保全、再生を進めます。

##### 水 - 湧水を活かした親水性豊かな地域の環境づくり

地区内には、真姿の池をはじめとして4箇所の湧水があり、これらの湧水および水路について、水と親しめる水辺環境づくりを進めます。

##### 景観 - 歴史と緑に包まれた美しいまちづくり

史跡、国分寺崖線、湧水等の歴史的、自然的資源や都市内の農地と調和したまち並み景観を創造するため、景観法に基づく「景観計画」や「景観地区」との連携・活用により、市民生活の美しい舞台づくりを進めます。

緑 - 国分寺崖線の保全と再生	国分寺緑地の計画的な保全・整備の推進
	斜面緑地の計画的保全
	真姿の池上の史跡公園の整備
	私有樹林地の保全
水 - 湧水を活かした親水性豊かな地域の環境づくり	市民生活に安らぎを与える水辺環境の創出
	湧水の観測情報の公開
景観 - 歴史と緑に包まれた美しいまちづくり	国分寺崖線に抱かれる風格ある家並み景観の創造
	崖線斜面緑地の景観保全
	周囲に調和した自動販売機や屋外広告物 まちを彩る小さな景観のまちづくり

##### (2) 対応方針と施策展開

##### 緑 - 国分寺崖線の保全と再生

##### 国分寺緑地の計画的な保全・整備の推進

##### 施策 2-1 国分寺緑地の整備推進 史跡エリア

都市計画で定められている国分寺緑地（20.7ha）について、史跡の整備や国分寺崖線の緑と調和し、東山道武蔵路を活かした一体的な保全・整備を図るため、東京都と連携して、その実施計画を作成します。

##### 斜面緑地の計画的保全

##### 施策 2-2 斜面緑地の計画的保全 崖線エリア

国分寺崖線の斜面緑地にある私有樹林について、国の「まちづくり交付金」や市の「緑と水と公園整備基金」等を活用し、計画的な保全を図ります。

### 施策 2-3 斜面緑地に残る準工業地域の用途変更

崖線エリア

国分寺崖線を保全するため、斜面緑地の一部ある準工業地域の用途地域指定について、周囲に合わせた第一種低層住宅専用地域等への用途変更の検討を推進します。

真姿の池上の市有地の史跡公園の整備

### 施策 2-4 史跡武蔵国分寺跡僧寺北東地域の整備

崖線エリア

史跡整備のなかで、真姿の池と武蔵国分寺公園を結ぶ史跡武蔵国分寺跡僧寺北東地域について、史跡整備を図ります。

民有樹林地の保全・管理

### 施策 2-5 保存樹林制度等の活用

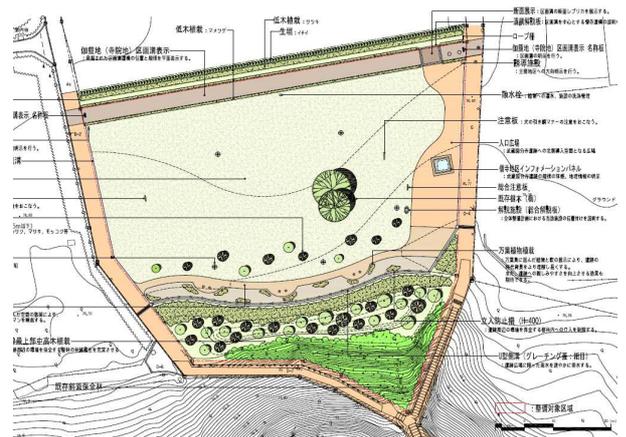
地区全体

「保存樹林制度」、「保存樹木制度」などの活用をとおして、個人や企業が所有している民有樹林地の保全・管理を支援します。

【保存樹林制度】、樹林地のある土地の面積が 300㎡以上あり、その樹木が健全で、集団の樹容が美観的に優れているものを指定し、その樹林地にかかる固定資産税・都市計画税の 80%相当額を樹林地の奨励金として支給する。

【保存樹木制度】樹木が健全で樹容が美観に優れていて、一定の条件（幹回り 1.5m ほか）を満たす樹木に対して、奨励金を支給する（1本につき 4000 円、その他枝おろし補助）

史跡武蔵国分寺跡僧寺北東地域の整備イメージ



## 水 - 湧水を活かした親水性豊かな地域の環境づくり

市民生活に安らぎを与える水辺空間の創出

### 施策 2-6 真姿の池周辺の環境整備

崖線エリア

「都指定名勝真姿の池湧水群」にふさわしい環境・景観を保全し、安全で心地よい水辺空間の創出を図ります。また、清潔で安全な水を保全し、生活用水としての本来の姿及び生き物の生息場所にふさわしい環境の整備を図ります。特に土砂流出を防ぐために階段の改修や道路の舗装を行い、湧水源擁壁や水路護岸についても景観に配慮した上で、安全性の向上を目指します。

### 施策 2-7 湧水路の環境整備

崖線エリア

湧水源及び水路の環境づくりを図るため、生物の生息環境を活かしながら、暗渠部の開渠化など、水路空間の整備を図ります。



リオン敷地内から流れる湧水と湧水路（写真右は、一部暗渠化し、元町用水に流れ込む）

**施策 2-8 元町用水際の修景整備** 崖線エリア

元町用水路沿いの塀など、水際空間の修景整備、特にお鷹の道の道筋整備を図るため、開発事業等に合わせて元町用水際の整備を推進します。

**施策 2-9 ホタルの生息環境の維持・創出** 崖線エリア

地域のシンボルとなるホタルの生息環境の維持を図るため、地元活動の支援を促進します。

湧水の観測情報の公開

**施策 2-10 湧水の流量・水位・水質情報の公開** 崖線エリア

「湧水観測案内」などによる、市民への流量、水位、水質などの情報提供を行います。

**景観 - 歴史と緑に包まれた美しいまちづくり**

国分寺崖線に抱かれる風格ある家並み景観の創造

**施策 2-11 外壁等の色彩コントロール** 地区全体

趣ある住宅地の景観づくりを進めるため、崖線等の緑と調和した色彩とし、外壁および屋根は原色等突出した色彩を避けるよう、「景観計画」を活用し、外壁等の色彩コントロールを図ります。

崖線斜面緑地等の景観保全

**施策 2-12 土の切り盛り規制のルール化** 崖線エリア

樹林地の保全と再生に努めるため、切り土等による崖線の地形の改変を避けるよう、「景観計画」を活用し、ルール化を図ります。



国分寺崖線と家並み

**施策 2-13 擁壁の形態、仕様等のルール化** 崖線エリア

国分寺崖線の貴重な景観を保全するため、崖線での擁壁は極力避け、やむを得ず造成する場合は、最小限に抑え、自然素材を使用するか、緑化による修景を行うよう、擁壁の形態、デザイン、仕様等のルール化を図ります。

**施策 2-14 都市内農地の保全に向けた検討** 地区全体

地区内に残されている都市内農地は、地区を特徴づける景観であるとともに、史跡と住宅地を結ぶ貴重な資源であるため、市内における優先的な保全について検討を進めます。

## 自動販売機や屋外広告物等の景観への配慮

### 施策 2-15 自動販売機の色彩等のルール化 地区全体

自動販売機を設置する場合は、色彩の彩度をコントロールする、もしくは木製の囲い等で修景して周囲との調和を図るよう、「景観計画」を活用し、ルール化を図ります。

### 施策 2-16 府中街道沿道の屋外広告物の景観への配慮 崖線エリア 史跡エリア

府中街道沿道の屋外広告物等について、色彩や形状、高さについて、一定のガイドラインを設けます。

### 施策 2-17 史跡整備期間中のフェンス等の景観への配慮 崖線エリア 史跡エリア

約 20 年続く史跡整備事業にあたり、発掘・整備現場では工事用のフェンスの改善等、周囲の景観に配慮します。

## まちを彩る小さな景観のまちづくり

### 施策 2-18 野菜直売所の修景整備 崖線エリア

風情豊かな風景づくりのため、野菜直売所の景観づくりを進めます。



地区内の野菜直売所

### 施策 2-19 敷際空間のまち並みづくり 地区全体

地区全体のまち並みづくり、趣のある雰囲気づくりを進めるため、道路との敷際空間や宅地内において、窓辺の演出や打ち水などを各家庭が進められるような、環境整備を図ります。

### 施策 2-20 史跡モチーフを活かしたまち並みづくり 地区全体

史跡武蔵国分寺の特徴である瓦模様などを、公園や道路などの整備に際には、モチーフとして活かすなど、まちのあちこちに史跡武蔵国分寺の息吹が感じられるような、整備を図ります。



#### 4.6 来訪者を温かく迎える地域交流のまちづくり

##### (1) 基本的な考え方

本地区の地域交流のまちづくりの課題は、都市近郊において恵まれた歴史・自然資源を活かし、来訪者のリピーター化を促すほか、地域住民、住民と来訪者の地域交流を促進することです。そのためには、第一に公共交通と徒歩を中心とした来訪者が心地よく快適にアクセスできる環境をつくること、第二に史跡整備と連携した来訪者の受け入れ施設とおもてなしを図ることがあげられます。

これらを踏まえ、来訪者を温かく迎える地域交流のまちづくりの基本的な考え方は、次のとおりとします。

##### 歩いてめぐる美しくわかりやすい道すじづくり

地区へのアクセス、特に国分寺駅および西国分寺駅からの誘導案内は、道路形態も影響し、わかりにくい状況にあります。誘導案内のための公共サインの整備とともに、史跡を学ぶサインづくりを進めます。

##### 来訪者のおもてなし施設と地域交流の促進

史跡や自然と共に暮らす地域として、見学者や学習者の来訪に備え、誰もが利用できるユニバーサルデザインに配慮した、トイレや交流施設など来訪者のおもてなし環境を整備し、地域との交流を促進します。

歩いてめぐる美しくわかりやすい道すじづくり	ふるさと国分寺を誘う美しい公共サインづくり
	史跡を学ぶサイン・環境づくり
	快適な歩行者プロムナードづくり
来訪者のおもてなしと地域交流の促進	景観に配慮した誰もが使えるトイレや休憩施設の整備
	史跡公園と遺跡展示施設の連携強化
	農産物を媒介とした交流の促進
	来訪者を受け入れる最低限の駐車場等の整備

##### (2) 対応方針と施策展開

##### 歩いてめぐる美しくわかりやすい道すじづくり

##### ふるさと国分寺を誘う美しい公共サインづくり

##### 施策 3-1 公共サインのデザインガイドラインの策定 地区全体

地区内にある不統一、あるいは配慮に乏しいサインの見直しを行い、「トライアングルゾーン」として公共サインについて、デザイン、規格、材質、表記方法などをルール化した、ガイドラインを策定します。

地区全体

##### 施策 3-2 デザインガイドラインに基づいた公共サインの整備

デザインガイドラインに基づいた歩行者中心の公共サイン整備を行う。特に駅から史跡までの誘導案内の充実を図ります。

##### 史跡を学ぶサイン・環境づくり

##### 施策 3-3 学習案内板（カルチャーボード）の整備 地区全体

史跡や緑と水をやさしく学ぶ「学習案内板（カルチャーボード）」の設置を図ります。史跡に関するものは、史跡整備に併せて順次整



現在の史跡学習案内板

備を推進します。

**施策 3-4 史跡まちづくりの啓発** 地区全体

史跡と緑・湧水についての学習講座を実施し、史跡を活かしたまちづくり意識を高める活動を推進します。

快適な歩行者プロムナードづくり

**施策 3-5 歩行者プロムナードの整備** 史跡エリア 崖線エリア

地域内を回遊したくなる歩行者環境整備のため、国分寺駅および西国分寺駅から、史跡（僧寺地区）までのアクセス、お鷹の道、真姿の池湧水群等や尼寺地区を含め、歩行者プロムナードの整備、環境づくりを推進します。

来訪者のおもてなし施設と地域交流の促進

景観に配慮した誰もが使えるトイレや休憩施設の整備

**施策 3-6 ユニバーサルデザイン対応型トイレの整備** 史跡エリア 崖線エリア

幅広い方への史跡を中心としたまちづくりを実現するため、誰もが利用できるユニバーサルデザイン対応型のトイレの整備を図ります。

**施策 3-7 ベンチやポケットパークの整備** 史跡エリア 崖線エリア

幅広い方への史跡を中心としたまちづくりを実現するため、誰もが快適に歩いてめぐることができるベンチ、ポケットパーク等の休憩施設の整備を図ります。

史跡公園と遺跡展示案内施設との連携強化

**施策 3-8 史跡公園ガイダンス施設の整備** 史跡エリア 崖線エリア

史跡の価値を広めるため、史跡公園のガイダンス施設を真姿の池付近に整備を図ります。また、来訪者駐車場の整備（施策 3-11）とともに、南大門南方付近にガイダンス施設の整備を図ります。

**施策 3-9 文化財展示施設の有効活用** 史跡エリア 崖線エリア

遺跡調査会、文化財保存館、第四中学校敷地内の文化財資料展示室の有効活用を推進するため、史跡公園と展示や案内等のガイド機能の拡充を図ります。

農産物を媒介とした交流の促進

**施策 3-10 農畜産物・特産物の販売拡大及び朝市・夕市の開催** 史跡エリア

来訪者と地域の交流を促進するため、地域に残る豊かな農地を活かした農産物、畜産物のほか、地域の特産物、名産物などを中心とした販売の拡大や、朝市、夕市の開催を促進します。

来訪者を受け入れる最低限の駐車場等の整備

**施策 3-11 来訪者駐車場・駐輪場の整備** 史跡エリア 崖線エリア

幅広い方への史跡を中心としたまちづくりを実現するため、史跡へのアクセスは、徒歩および公共交通を主な交通手段として位置づけますが、団体見学や最低限の自動車利用者を想定し、史跡周辺地区への来訪は、史跡南側の南大門南方付近を想定し、計画的に駐車場を配置します。また、地区近隣から訪れる自転車利用者に対し、来訪者駐車場に併設するほか、地区内において、きめ細かく駐輪スペース機能を確保していきます。

#### 4.7 史跡を活かした安全・快適な交通まちづくり

##### (1) 基本的な考え方

本地区の交通まちづくりは、史跡や自然環境に恵まれた良好な住環境の形成や維持、よりよい交通環境を実現することが求められています。交通まちづくりの課題は、大きく分けて、広域交通としての問題と、地区内の交通問題に分けられます。国 3・4・1 号線は国指定史跡と重複するため「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」において「要検討路線」として位置づけられています。

広域交通については、歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりを踏まえ、別途、関係機関との周辺の都市計画道路(国 3・4・14 号線[府中街道]、国 3・4・11 号線[国分寺街道付近]、国 3・4・2 号線、国 3・4・3 号線[多喜窪通り]及び府 2・2・2 2 号線[東八道路])を含め、国 3・4・1 号線の検討と地区内交通計画の検証により、地区及び地区周辺の都市計画道路の整備計画を明らかにします。

一方、地区内交通については、第一に元町通りの通過交通が約 6 割、幅員は約 4.6m と狭く、歩行者と車両が混在し危険な箇所が見られること、第二に史跡整備の進捗に伴い廃止される、生活道路のネットワークの確保が必要なこと、第三に史跡と調和した歩くことを中心とした交通体系を確立すること、等の課題への対応が求められています。

また、本地区のワークショップにおいて、地区交通に対し、次の事柄が提案されました。

(ワークショップからの提案)	
	生活道路の整備や利用を工夫し、地区内の生活道路ネットワークを形成するのが望ましい
	地区内を東西に横断し、通過交通が多く流入することが考えられる道路(国 3・4・1 号線)は必要ない
	まちづくり協議会や関係機関との協議の中で、ワークショップの提言と違う方向に進みそうな場合は、ワークショップに意見を報告してほしい

これらを踏まえ、安全・快適な交通まちづくりの基本的な考え方は、次のとおりとします。

##### 史跡を活かした快適な生活交通環境づくり

通過交通の多い元町通りを中心として、地区に用いない通過交通を抑制する一方、史跡整備により廃止される現道ネットワークを確保するような生活交通のバランスの確立を目指し、快適な生活交通環境づくりを進めます。

##### 安全・安心して利用できるみちづくり

地区内を走行する自動車の速度を抑制し、安全で静かな住環境を確保する安心して利用できるみちづくりを進めます。

##### 歩いてめぐるまちづくり

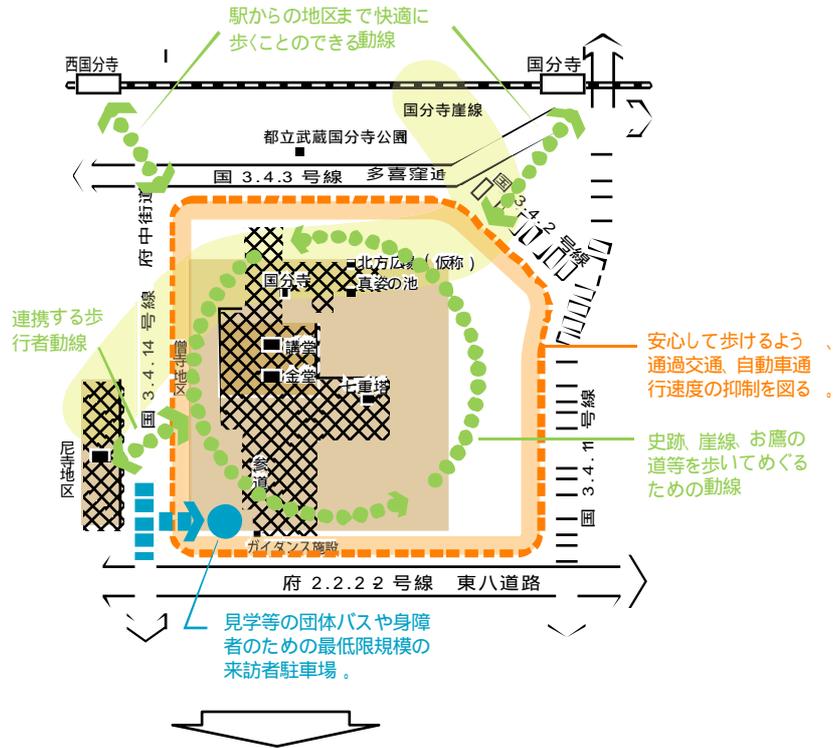
生活者、来訪者の双方の視点から、歩行者を中心とした、歩いてめぐるまちづくりを進めます。

史跡を活かした快適な生活交通環境づくり	国指定史跡と重複する国 3・4・1 号線のあり方の検討
	通過交通への対応と生活道路ネットワークのバランスの確立
	史跡地区に調和した道路の整備
安全・安心して利用できるみちづくり	災害に強いみちづくり
	見通しのきくみちづくり
歩いてめぐるまちづくり	歩行者ネットワークの充実
	公共交通アクセスの充実

## (2) 地区交通体系のイメージ

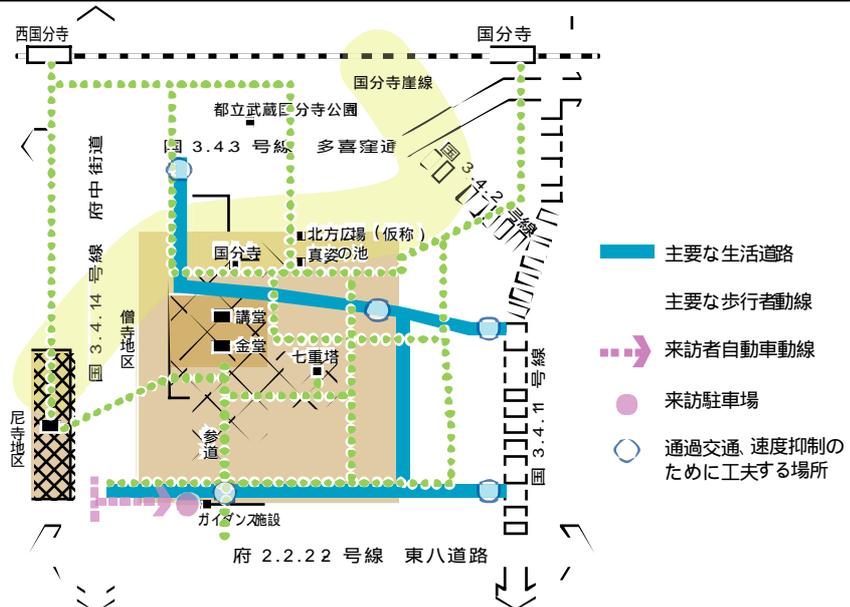
- ・幹線道路で囲まれた区域内は、歩行者中心の交通体系を確立する。
- ・地区へのアクセスは、公共交通+徒歩を中心とした交通体系を確立する。
- ・地区への来訪自動車アクセスは、必要最小限とする。

### 地区体系の基本イメージ



- ・車両進入規制時間帯の拡張（現在の朝 7:30～8:30 に加えて夕方も）
- ・幅員概ね 6m 以上の道路は地区内の通過交通や車両の通行速度抑制するため、狭さくやハンプ等の設置
- ・幅員 6m 未満の道路では、道路の部分拡幅等による歩行者待避空間確保
- ・歩道のない道路が多いため、可能な限り歩行者動線と自動車動線の分離

### 交通コントロール施策展開イメージ



### (3) 対応方針と展開施策

#### 快適な生活交通環境づくり

国指定史跡と重複する国 3・4・1 号線のあり方の検討

##### 施策 4-1 国 3・4・1 号線の見直しの推進

地区全体

史跡武蔵国分寺周辺地区の都市計画道路のあり方については、歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりを踏まえ、別途、関係機関との周辺の都市計画道路を含めた国 3・4・1 号線の検討と地区内交通計画の検証の上、地区及び地区周辺の都市計画道路の整備計画を明らかにします。

通過交通への対応と生活道路ネットワークのバランスの確立

##### 施策 4-2 交通規制やハンプ等の速度抑制策の導入

地区全体

元町通りの通過交通の流入抑制、自動車の走行速度抑制のため、交通量の多い朝夕時間帯の車両進入規制の強化、一方通行化などの交通規制、イメージハンプ等を検討、導入を図ります。



狭さくの例



ハンプの例

##### 施策 4-3 生活道路ネットワークの確保

地区全体

史跡整備に併せ廃止となる南北の生活道路の代替や、より快適な生活交通を確保するため、現道の拡幅もしくは新規に生活道路の整備を図ります。

史跡地区に調和した道路の整備

##### 施策 4-4 府中街道の継続的整備

史跡エリア

崖線エリア

府中街道の西東京警察病院入口の都道の交差点改良については、隣接する史跡指定地区に調和した継続的な整備を東京都と調整していきます。

#### 安全・安心して利用できるみちづくり

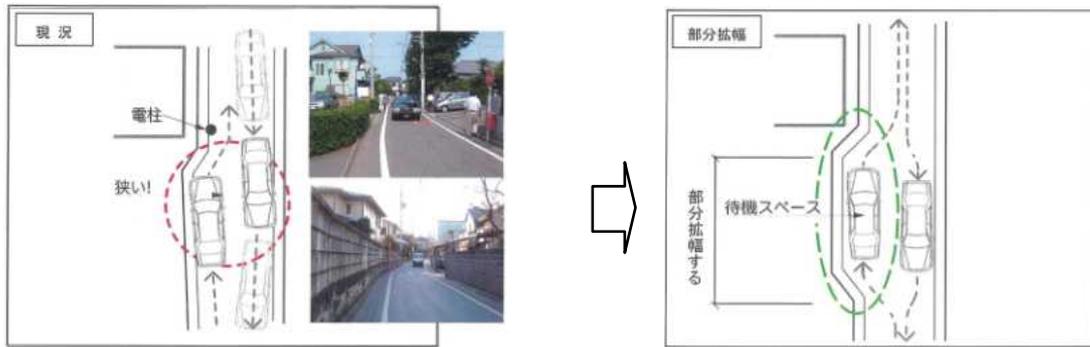
災害に強いみちづくり

##### 施策 4-5 道路の部分拡幅

地区全体

地区内の主要な生活道路において、部分的拡幅や道路内にある電柱の排除等により、災害時等の緊急車両の通行経路や避難経路の確保を図ります。

元町通りの整備イメージ(現道幅を基本としつつ、部分的に拡幅する方法)



### 見通しのきくみちづくり

#### 施策 4-6 隅切や反射ミラーの設置 地区全体

見通しのよい道路づくりのため、隅切りの確保、道路反射鏡(ミラー)の設置を推進します。

### 歩いてめぐるまちづくり

#### 歩行者ネットワークの充実

#### 施策 3-5 (再掲) 歩行者プロムナードの整備 地区全体

史跡、お鷹の道、湧水、崖線、公園などを活かした潤いある生活環境を維持・形成するため、遊歩道、歩行者空間の環境整備を図ります。なお、歩道のない地区内の生活道路は可能な限り、歩行者と自動車の動線の分離を図ります。



お鷹の道

#### 施策 4-7 花街道を活かした植木通りの修景整備 史跡エリア 史跡周辺エリア

史跡周辺の道を歩行者が歩きやすくするため、特に史跡参道に至る植木交換通りについて、より魅力あるものとするため、花街道を活かし、史跡と調和した修景整備を図ります。



現在の花街道(植木交換通り)

#### 『花街道』

市内の生産緑地の道路沿いに花を植えることで、農地の保全と花産業の補助育成を図る「緑道モデル地区」の通称。「緑道モデル地区」は市内の4箇所を実施している。

### 公共交通アクセスの充実

#### 施策 4-8 ぶんバスの導入 地区全体

生活者の視点、来訪者の視点の双方から、駅から地区へのアクセス手段の多様化を図るため、バス運行が可能な道路拡幅整備等とあわせ、ぶんバスの導入の検討を図ります。



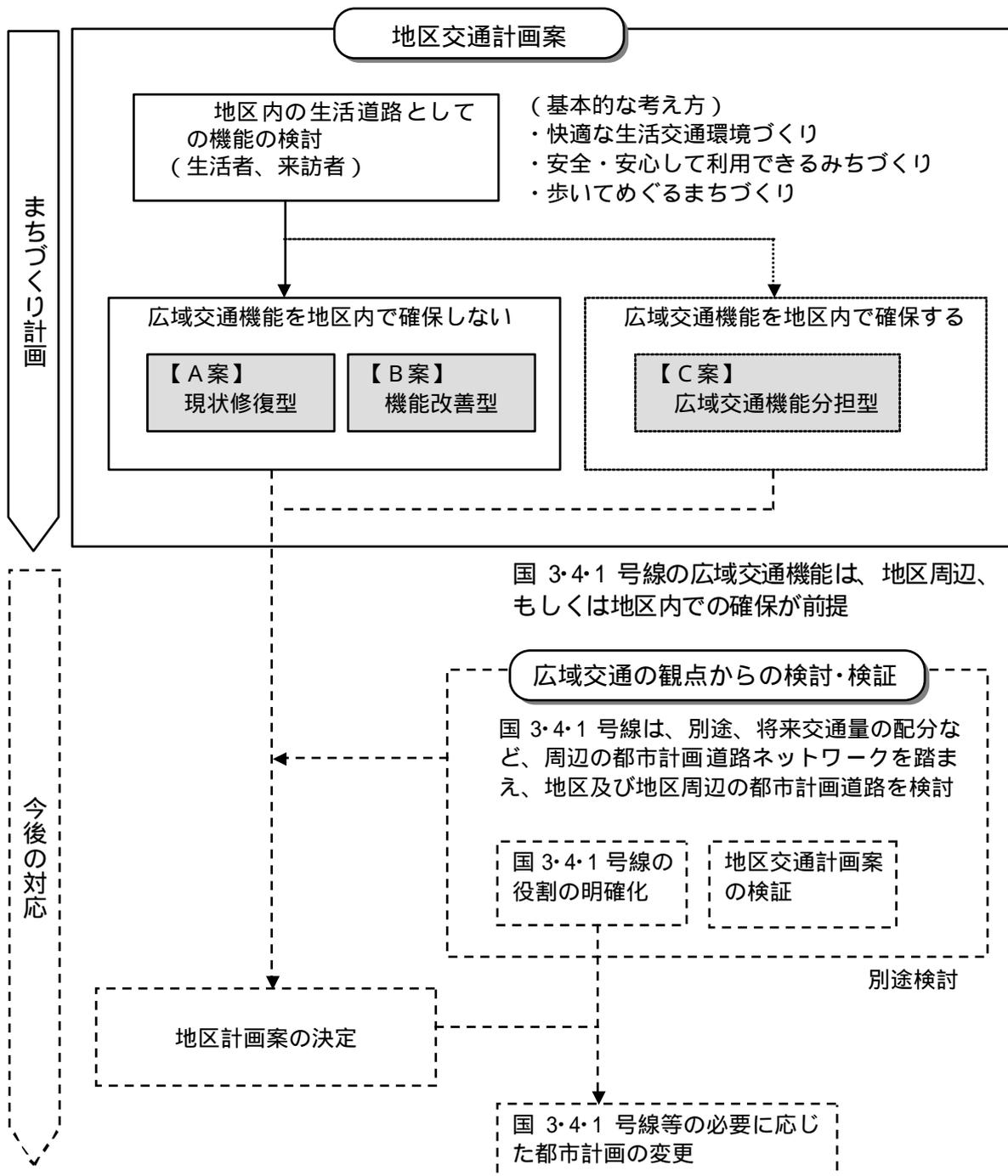
### 地区交通計画の決定までのプロセス

地区交通計画における道路ネットワークは、広域交通機能を地区内に流入させないことが望ましいと考え、地区内の生活道路としての機能を考慮し、以降に示す A 案、B 案を提案します。

ただし、別途検討予定の広域交通の検討の結果により、広域交通を地区内で処理する必要が出たときのことも想定し、C 案を同時に提示するものです。

なお、都市計画道路である国 3・4・1 号線は、広域道路ネットワークとしての性格をもつ路線です。したがって、国 3・4・1 号線の広域交通機能は、地区周辺の都市計画道路で確保、もしくは周辺道路でできない場合は地区内で確保することが前提となります。

### 地区道路ネットワーク決定までのプロセス



## 地区道路ネットワークパターン案

地区道路ネットワークは、前ページの将来道路ネットワークを基本として、「A．現状修復型」、「B．機能改善型」の2つが考えられます。

### 【A】現状修復型

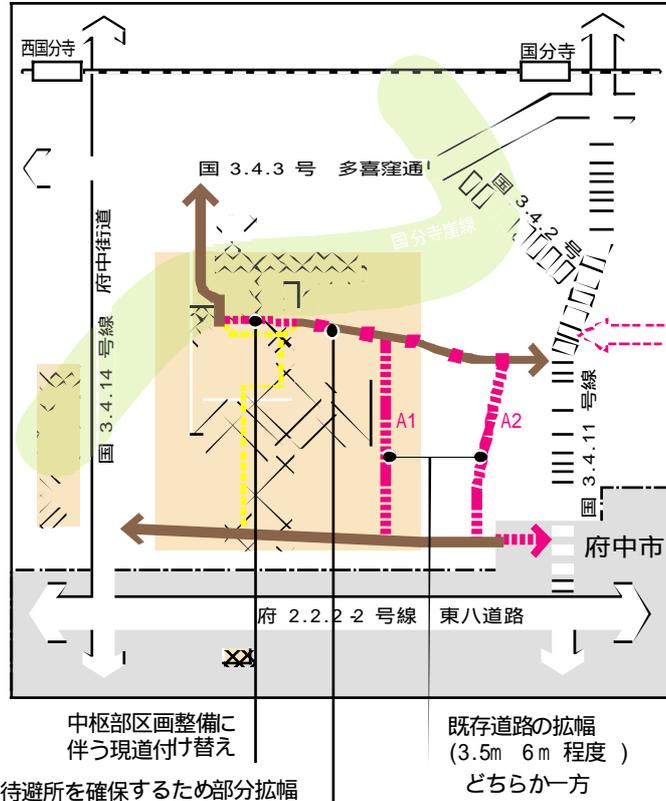
元町通りは、すれ違いが安全にできるよう、待避所を設けるため、部分拡幅を行う。

史跡整備に伴い廃止される南北道路について、代替する道路を確保するため、史跡東側の現道（幅員 約 3.5m）を拡幅する。

A1: 史跡寄り現道  
( プレイステーション東側 )

A2: 国分寺街道寄り現道

- 〰 都市計画道路 (整備済・概成済)
- 都市計画道路 (未整備)
- 都市計画道路 3.4.1 号
- 主要な生活道路 (拡幅・新設・付け替え)
- 部分的な道路拡幅による待避所の設置
- 廃止道路 (史跡整備による)

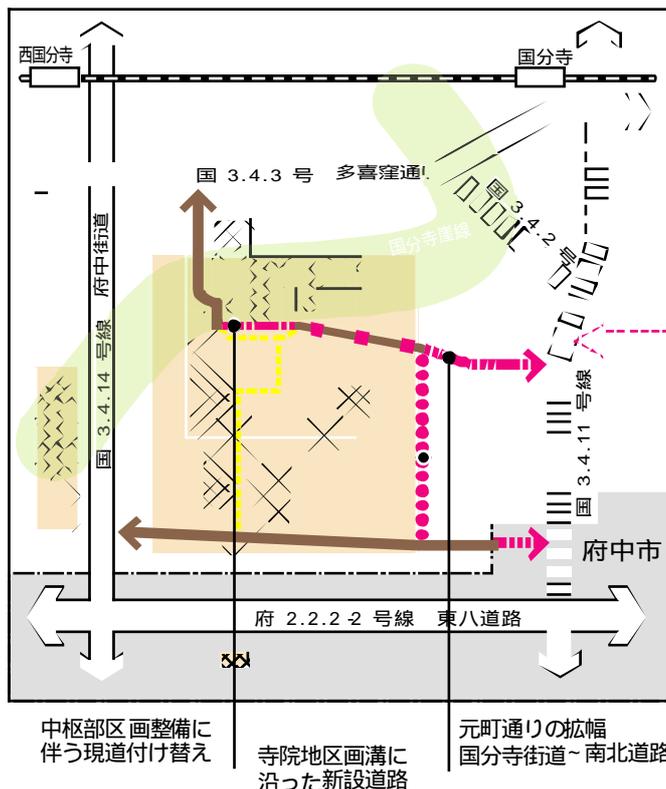


### 【B】機能改善型

元町通りは、すれ違いが安全にできるよう、待避所を設けるため、部分拡幅を行うとともに、国分寺街道～南北道路の区間を拡幅する。

史跡整備に伴い廃止される南北道路について、寺院地区画溝に沿って、新たな道路を整備する。なお、現道は歩行者動線として活用する。

- 〰 都市計画道路 (整備済・概成済)
- 都市計画道路 (未整備)
- 都市計画道路 3.4.1 号
- 主要な生活道路 (拡幅・新設・付け替え)
- 部分的な道路拡幅による待避所の設置
- 新規整備の生活道路
- 廃止道路 (史跡整備による)



別途検討する「国 3・4・1 号線見直しに伴う、広域交通の代替機能の担保の検討」により、地区内にて現在の国 3・4・1 号線のもつ広域交通機能を担保する場合は、次のような道路ネットワークを基本と考えます。

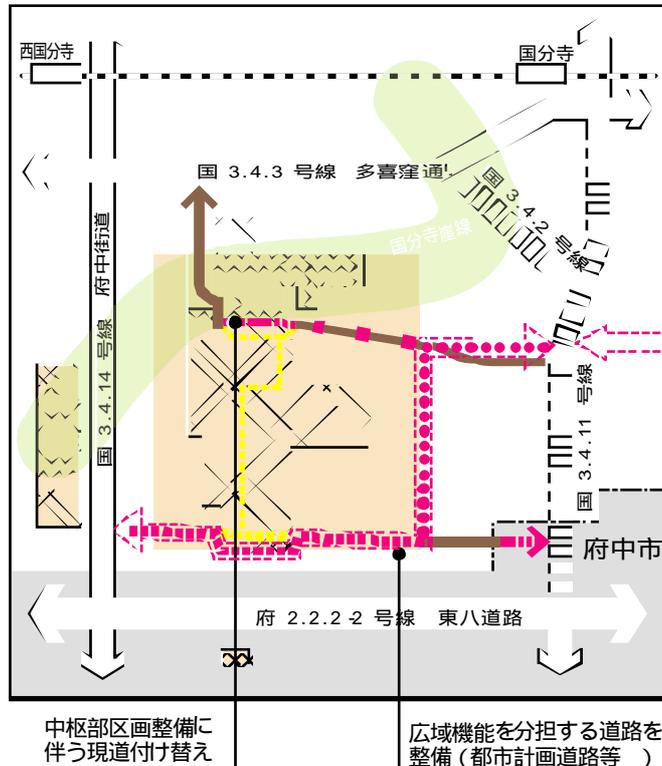
【C】 広域機能分担型

国分寺街道～南北道路～寺院地区画に沿って、広域交通機能を分担する道路の整備を図る。

元町通りは、すれ違いが安全にできるよう、待避所を設けるため、部分拡幅を行う。

史跡整備に伴い廃止される南北道路について、寺院地区画溝に沿って、新たな道路を整備する。なお、現道は歩行者動線として活用する。

- 〓 都市計画道路（整備済 概成済）
- 都市計画道路（未整備）
- 都市計画道路 国 3.4.1 号
- 主要な生活道路（拡幅 新設 付け替え）
- 部分的な道路拡幅による待避所の設置
- 新規整備の生活道路
- 廃止道路（史跡整備による）



【A～C案の道路ネットワーク比較】

		A：現状修復型	B：機能改善型	C：広域機能分担型
交通機能	広域交通（トラフィック機能）	・広域交通機能は持たない 広域交通機能は地区周辺の都市計画道路で確保	・（同左） 広域交通機能は地区周辺の都市計画道路で確保	・広域交通機能を一部分担
	地区交通（アクセス機能）	・南北方向の現道の交通機能は確保 ・元町通りのすれ違い通行機能の改善	・（同左）に加えて ・史跡へのアクセス機能を向上 ・歩行者動線の選択肢拡大	・（同左）
空間機能		・道路拡幅部分における緊急時の避難経路の拡大	・（同左）に加えて ・新設道路整備による市街地化の促進機能を持つ	・（同左）に加えて ・幅員 12m を想定する場合、延焼防止機能を持つ
道路機能の評価		南北生活道路の確保と元町通りのすれ違い機能の改善	（同左）に加えて、国分寺街道からの史跡地区へのアクセス機能向上	（同左） ただし、広域交通機能をもつため、幹線道路に囲まれた区域内に通過交通が流入する。

地区道路ネットワークは、道路としての機能に加えて、既存土地利用等を考慮のうえ、事業の実現性（事業性）を含めて総合的に判断して決定していきます。

# 道路交通ネットワーク[A:現状修復型]



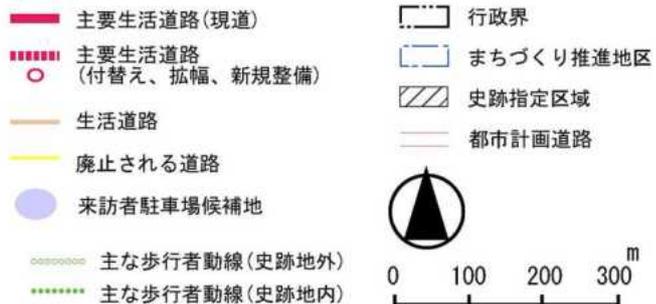
元町通り(写真a)

プレイステーション東側の現道(写真b)

推進地区東端の現道(写真c)



元町通りからみた寺院地区画溝付近(写真d)



# 道路交通ネットワーク[B:機能改善型]



元町通り (写真a)



プレイテーション東側の現道 (写真b)



推進地区東端の現道 (写真c)

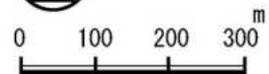


元町通りからみた寺院地区画溝付近 (写真d)



- 主要生活道路(現道)
- - - 主要生活道路(付替え、拡幅、新規整備)
- 生活道路
- 廃止される道路
- 来訪者駐車場候補地
- - - 主な歩行者動線(史跡地外)
- - - 主な歩行者動線(史跡地内)

- 行政界
- まちづくり推進地区
- 史跡指定区域
- 都市計画道路



# 道路交通ネットワーク[C:広域機能分担型]



元町通り (写真a)



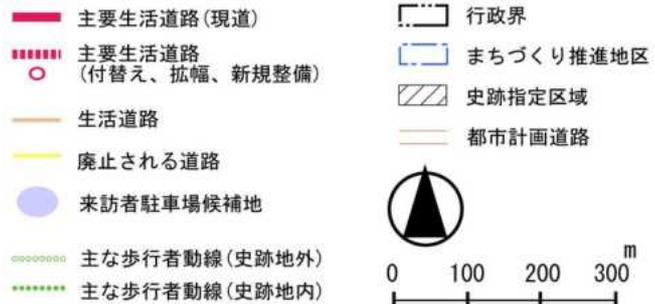
プレイステーション東側の現道 (写真b)



推進地区東端の現道 (写真c)



元町通りからみた寺院地区面溝付近 (写真d)



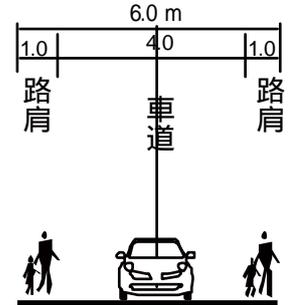
地区内の道路幅員イメージ(参考)

地区内道路網を形成する際の幅員は次のような構成が考えられる。

【A】現状修復型

- ・ 拡幅整備等による道路は、幅員 6 m を基本。ただし、史跡地内の現道付替えは除く。

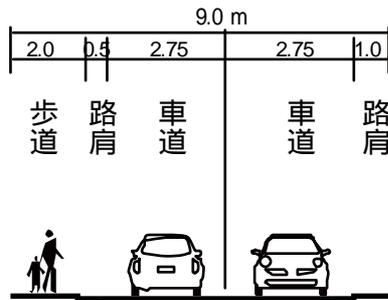
W=6m 中央線 なし



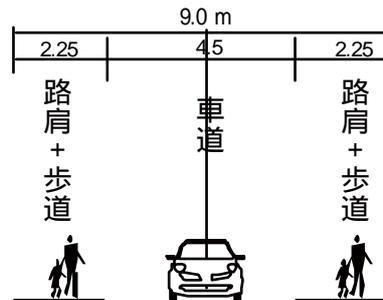
【B】機能改善型

- ・ 道路機能の強化を図る国分寺街道～南北道路は 9 m 程度。
- ・ 拡幅整備等による道路は、幅員 6 ~ 9 m を基本。ただし、史跡地内の現道付替えは除く。

W=9m 片側歩道



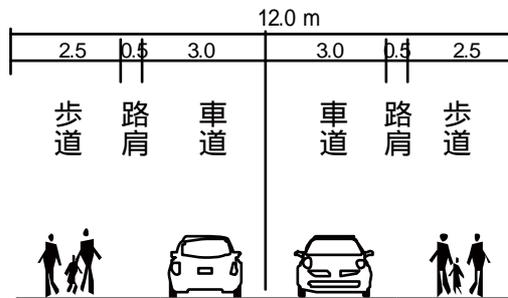
W=9m 歩車共存型



【C】広域機能分担型

- ・ 道路機能の強化を図る、国分寺街道～南北道路は広域交通機能を分担する道路として、両側歩道を設けるため 12m 程度
- ・ 拡幅整備等による道路は、基本的に幅員 6 m を基本。ただし、史跡地内の現道付替えは除く

W=12m



主な生活道路の整備イメージ例

元町通りの  
整備イメージ

敷地地盤面の高さは、  
道路面から 10cm 以内  
とする。

建物の高さは最高 10m と  
し、国分寺崖線の見上げ眺望  
を損なわない高さとする。

建物の外壁の色は、周辺  
の環境と調和した色調と  
する。



看板や屋外広告物は、景観  
に配慮した色調とする。

緊急車両のすれ違いが可能とな  
る待機スペースを確保する。

コンクリートブロックは、2 段  
以内、上部は生垣とする

南北道路の  
整備イメージ

敷地地盤面の高さは、  
道路面から 10cm 以内  
とする。

建物の高さは最高 10m と  
し、国分寺崖線の見上げ眺望  
を損なわない高さとする。

建物の外壁の色は、周辺  
の環境と調和した色調と  
する。



地区内の駐車場の前面は、  
生垣とする。

南北方向に生活主要  
ルートとなる道路

コンクリートブロックは、2  
段以内、上部は生垣とする